

地方公共団体が 交付金事業として整備

自然環境整備交付金（国立公園整備事業）

自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）

環境保全施設整備交付金（国立公園整備事業）

1 整備計画

自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るため交付金を活用し、事業を重点的かつ計画的に実施するための整備計画

- 作成主体：都道府県（関係市町村等と調整のうえ作成） ● 計画期間：3～5年

※自然環境整備交付金（国立公園整備事業）、自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）、環境保全施設整備交付金（国立公園整備事業）ごとに計画を作成。

2 交付対象事業

交付金の対象となる事業は整備計画に位置づけられた次の事業

〈自然環境整備交付金（国立公園整備事業）〉

〈自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）〉

①国立公園、国定公園等整備

- ・国立公園又は国定公園において公園事業として実施する道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設*、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

※自然環境整備交付金（国立公園整備事業）については、動物繁殖施設は対象外

- ・国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設
- ・国立公園及び国定公園の区域外における長距離自然歩道整備計画に基づく施設
- ・平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設

※自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）として実施

- ・上記の対象施設のうち利用者の安全確保や国土荒廃の防止のための防災・減災、国土強靱化対策

〈環境保全施設整備交付金（国立公園整備事業）〉

②国立公園施設の長寿命化対策

- ・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

※環境保全施設整備交付金（国立公園整備事業）については、①の公園事業の対象施設のうち植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外

※個別施設計画の策定については対象外

3 事業主体

整備計画に位置づけられた交付対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施することが可能

- 市町村事業における都道府県と市町村の負担割合は、各地域・事業の実情を踏まえ、独自に設定が可能

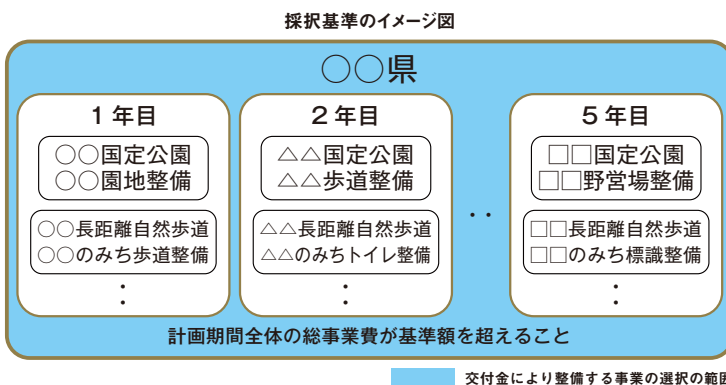
都道府県が関係市町村と十分調整することにより、地域の実情に応じた役割分担による柔軟な事業展開が可能

4 採択基準

自然環境整備交付金（国立公園整備事業）、自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）：計画期間（3～5年）における総事業費が40,000千円を超えるもの
 環境保全施設整備交付金（国立公園整備事業）：計画期間（3～5年）における総事業費が20,000千円を超えるもの

個々の事業に係る採択基準（最低事業費）は設定せず、計画期間（3～5年）における総事業費の規模についてのみ下限を設定

小規模な施設整備も交付金対象に含めることができるため、よりきめの細かい整備に対応することが可能



5 交付金の交付限度額

交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

- 自然環境整備交付金（国立公園整備事業）、環境保全施設整備交付金（国立公園整備事業）の交付限度額：1/2
 自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）の交付限度額：45/100
- 交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能
- 都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能
- 年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能（年度間調整）
- 平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」を、都道府県（市町村）負担分として充当可能

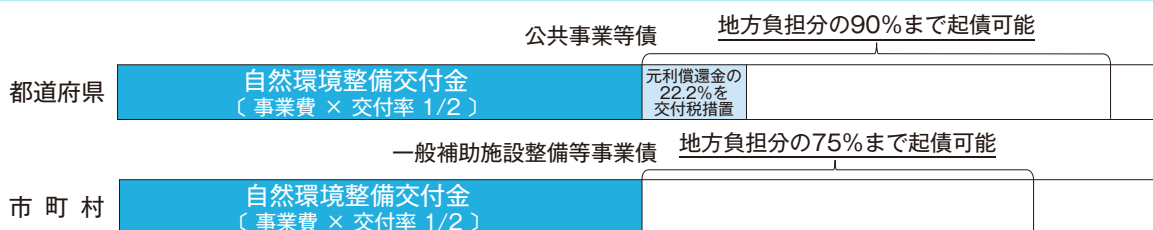
地方の創意工夫を活かした自由度の高い事業展開と地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

交付金の流れ



6 地方財政措置

都道府県は地方負担額に公共事業等債を、市町村は一般補助施設整備等事業債を充当することが可能



※国立公園整備事業の場合
 ※防災・減災、国土強靭化対策については、異なる措置あり